

# German Newsletter

Japan Business Services

## ドイツ 最新情報

### 概要

I.	法改正	1
II.	法人税	4
III.	移転価格税制	6
IV.	VAT	7
V.	個人所得税/賃金税	8
VI.	税務会計	9
VII.	税務申告	9
VIII.	社会保険	10
IX.	イミグレーション	11

### I. 法改正

#### 2013 年年次税法財務省草案

連邦財務省は 2012 年 3 月 5 日に 2013 年年次税法財務省草案を提出しています。この草案には、EU 行政協力指令 (Council Directive 2011/16/EU of 15 February 2011 on administrative cooperation in the field of taxation) の国内法への導入ならびに国際取引課税法第 1 条に規定される独立企業原則の恒久的施設及び人的会社 (パートナーシップ) の関与するクロスボーダー取引への拡大が盛り込まれています。他の新规定としては、例えば所得税法第 50d 条第 1 項によるドイツ源泉税の還付要件または VAT 上の請求書記載要件が挙げられます。この 2013 年年次税法財務省案は、企業税制改革に関する 12 項目プラン (以下参照) の法制化に関わる法案ではありません。したがって、財務省案はオーガンシャフト (連結納税制度) に代わるグループ課税モデルに関する規定や欠損金の繰越しに関する改正を含んでいません。

#### 累進課税による過大な税負担増の緩和に関する法律

連邦議会は 2012 年 3 月 29 日に累進課税による過大な税負担増の緩和に関する法律 (Gesetz zum Abbau der kalten Progression) を可決しました。2013 年以降所得税の税率適用区分は 2 段階に分けて引き上げられています。まず、基礎控除額が段階的に総額 350 ユーロ引き上げられ、次いで税率適用区分上限額も引き上げられます。所得税率 45% の富裕税は 2013 年以降再び 250,000 ユーロ以上 (現行 250,731 ユーロ以上) の課税所得に対して適用されることとなります。

連邦議会は法案可決に際し、政府案に対する補足変更を行っています。税率適用区分の変更に伴い、賃金税源泉徴収手続きならびに所得税確定申告書提出義務の基準となる各限度額に変更が加えられています。さらに、連邦政府に対して、累進課税による過大な税負担増(課税標準が増えた以上に税金賦課額が増加すること)の影響に関する調査報告を将来的に2年おきを実施することが求められました。これは少なくとも「所得税率の均衡化」へ向けた第一歩といえます。

税率引き下げに伴い税収減が見込まれることから、2012年5月11日に予定されている連邦参議院の同意が得られるかどうか待たれます。減税の原資として連邦各州のなかには最高所得税率の49%への引き上げを求める州もありましたが、連邦参議院でのコンセンサスを得ることができませんでした。ただし、この点については両院協議手続きの可能性が残っています。

## 企業税制改革に関する 12 項目プラン

ドイツ政権与党はドイツにおける企業税制の改革に着手していますが、その一環として「企業税制の近代化及び簡素化に関する12項目(12項目プラン)」というタイトルのワーキングペーパーが2012年2月14日に公表されました。この12項目プランには、ドイツへの対内投資促進を目的とする税制上の改正措置が盛り込まれています。この税制改革イニシアティブは初動段階にあり、まだ法案化されていませんが、今後の具体的な税制改正案策定におけるベースとなると思われます。12項目プランの概要は以下の通りです。税制改正のタイムスケジュールはまだ不明ですが、12項目のうちの一部については2012年中に改正が実現する可能性があります。

## 12項目プラン

### 1. グループ課税制度 (オーガンシャフト)

現行の連結納税制度(オーガンシャフト)に代わる新しいグループ課税制度の導入が検討されています。新制度においては出資比率要件は現行の50%よりも引き上げられますが、損益移転契約の締結は不要となります。政府はフランス及びスカンジナビア諸国の制度を含む複数の代替案について検討中です。ただし、新制度が導入されるのは2016年以降と見込まれます。

### 2. 損失の繰戻し

特に小規模及び中規模企業を助成するため、損失の繰戻限度額が現行の511,500ユーロから百万ユーロに引き上げられるとともに、繰戻額に関する現行の選択権が廃止され、繰戻限度額まで全額繰り戻されるよう簡素化されます。

### 3. EU内恒久的施設の永久欠損金

この項目は、欧州司法裁判所判決により、EU 内に保有される恒久的施設で発生した欠損金は、欠損金が当該恒久的施設の所在国で利用できない場合ドイツの本店で控除されねばならないという事実を反映しています。特に欠損金の二重控除を目的とするストラクチャーといった、税務上の濫用スキームを回避するため、欧州司法裁判所により定められた制限の範囲で、欠損金が二重に控除される場合に欠損金の利用が否認されるとする改正法案が策定中です。

#### 4. ハイブリッドローンに対する配当課税

この項目は、租税条約の適用により(一方の締結国の居住者である)借り手側で支払利息として損金算入可能となる一方、(他方の締結国の居住者である)貸し手側では受取配当として免税または軽減課税される(ダブルディップ)ハイブリッドローン利息に関するものです。源泉国で損金算入可能な支払いについてはドイツでの配当免税が適用されないとする対応原則をドイツ税制に導入することが提案されています。他方で、ドイツからの支払いが受取国側で配当免税の対象とされる場合に、ドイツでの損金算入が否認されることになるかどうかは、ワーキングペーパーの文からは定かではありません。

#### 5. パートナーシップの国外出資者(パートナー)に対する支払い

ドイツ連邦財政裁判所の判例によると、特定の租税条約上ドイツは、ドイツ国内人的会社(パートナーシップ)がその国外出資者(パートナー)に対して行う支払い(例えば出資者からの借入金に対する支払利息が該当、これらの支払いはドイツ国内税法上は出資者側で事業所得として課税される)に対する課税権を有しないこととなります。その結果、国外出資者が受け取る支払いが当該出資者の居住/所在国で課税されない場合には、いずれの国においても課税が行われない可能性が生じます。ドイツ源泉所得であって租税条約上ドイツが課税権を有しないとされる支払いについてこれが居住地国で課税されない場合、ドイツが課税権を行使するとする規定を国内税法に導入することが検討されています。

#### 6. 及び 7. 出張旅費規定の簡素化

ワーキングペーパーは、現行の非常に複雑な規定は簡便化されるべきとしています。

#### 8. 有限責任パートナーに対する損失控除制限規定の簡素化

ワーキングペーパーは現行の規定が非常に複雑であることから、有限責任パートナーにより利用できる損失控除限度額の算定基準として税務決算書を採用することにより簡素化すべきとしています。

#### 9. レバレッジドバイアウト(LBO)の際の利息の損金算入制限

この項目は、ドイツ国内被買収会社の資産を資金調達のための担保とした買収形態であるレバレッジドバイアウト(LBO)における資金調達費用(利息)の取り扱いを対象としています。LBOにおける利息の損金算入を認めないとする税制を導入することが検討されています。この提案はプライベートエクイティファンドに最も影響があると考えられますが、買収にあたりレバレッジの手法を採用したホールディング会社も適用対象となるかどうかは不明です。

#### 10. 資産のEU間移転

欧州司法裁判所の判例により、EU加盟国間の資産の移動の結果顕在化する含み資産に対する課税は、留保または数年にわたって繰り延べられねばなりません。ドイツは、この措置により不確実の将来時点において課税が不可能となるリスクがあるとの見方をしています。欧州司法裁判所におけるNational Gridケースに基づき、納税者に保証差し入れを求めることにより将来の納税額を確保することが可能となりました。ドイツは保証差し入れを導入するための法案の策定を検討中です。

## 11. 有価証券貸付け

この項目は、自身が受け取る配当が課税対象となる銀行及び保険会社が、受取配当の課税が免除される貸出先に有価証券を移管するというドイツの実務を対象としています。ドイツ国内法は既に特定の状況においてこうした節税スキームを防止する規定を設けていますが、現行規定は法人(資本会社)に対してのみ適用されており、この度、この規定の適用範囲が人的会社(パートナーシップ)に拡大されることとなります。

## 12. 欠損金の利用

この項目は、繰越欠損金をキャピタルゲイン(例えばリース会社で顕在化する含み資産)と相殺する目的で黒字会社を赤字会社を買収合併するというドイツの実務を対象としています。税務上のメリットは両社間で共有されます。将来的には、黒字会社の赤字会社への合併に際しても欠損金が消滅することとなります。

連邦財務省は2012年後期の立法手続きを目指して夏期休会前に財務省法案を提出すると予想されます。

## II. 法人税

### 国外出資者(株主)に対する配当源泉税の免除/軽減措置の制限規定(所得税第 50d 条第 3 項)に関する連邦財務省通達

EU 収税法(Betriebsrichtlinien-Umsetzungsgesetz)により、所得税法第 50d 条第 3 項(アンチ・トリーティ・ショッピング条項)が改正され、2012 年 1 月 1 日以降適用されています。改正により、EU 委員会から改正が要求されていた(詳細についてはニュースレター2010 年 7 月号参照)10%基準が廃止され、挙証責任規定が導入されるとともに、源泉税免除/軽減対象額について、要件を満たさない場合は全額について免除/軽減措置が適用されないとする従来の規定に代わって、要件を満たさない出資分に対応して免除/軽減措置が適用されないとする配分規定が採用されています。

連邦財務省は、2007 年及び 2010 年に公表されたアンチ・トリーティ・ショッピング条項の適用に関する通達に代わる通達を 2012 年 1 月 24 日に公表し、新規定に関する解釈を示しています。

連邦財務省は通達のなかで、新規定は原則的に 2012 年 1 月 1 日以降適用されるとしています。ただし、新規定が免除/軽減資格の判定において有利となる場合は、税務査定書または免除/軽減証明書が形式上確定していない限りにおいて、過去の期間についても適用されます。

## 新通達によると

- ▶ 人的免除／軽減資格要件を満たさない、つまり、直接配当等の所得を受け取った場合には源泉税の免除／軽減措置を享受することのできない出資者が外国中間会社に出資している限りにおいて、

かつ、

- ▶ 物的(実質的)免除／軽減資格要件を満たさない、つまり、所得税法第 50d 条第 3 項第 1 文の機能的要件が満たされない(実質テストを満たさない所得である)限りにおいて

外国中間会社は配当源泉税または所得税法第 50a 条による源泉税の免除／軽減措置を享受する資格を有しないとされます。

以下に該当する場合は実質的資格要件の判定上実質テストを満たす所得ありとされます。

- ▶ 外国中間会社が当該事業年度に稼得するグロス所得が自身の経済活動に起因する限りにおいて、または、
- ▶ 自身の経済活動に起因しない所得について、外国中間会社を介在させる経済的またはその他の重要な理由があり、外国中間会社が(相対的に)適正な事業設備を通じて一般的な経済市場に参加している、
- ▶ または、所得税法第 50d 条第 3 項第 5 文の特例(外国中間会社が上場企業である等)に該当する場合。

連邦財務省通達は、外国中間会社自身の経済活動、外国中間会社を介在させる経済的またはその他の重要な理由及び適正な事業設備の要件及び事例を挙げています。

連邦財務省通達の見解によると、(要件を満たさない出資分に対応して免除／軽減措置が適用されないとする)配分規定に従い、人的免除／軽減資格要件を別にして、稼得されたグロス所得全体に占める実質テスト要件を満たすグロス所得の比率に応じて、源泉税が減免されます。この点について通達は詳細な事例を挙げています。

尚、免除／軽減資格要件が(一部)喪失した場合には、連邦中央税務局に対し遅滞なく通知せねばなりません、一定の届出免除限度額が設けられています。外国中間会社は所得税法第 50d 条第 3 項の源泉税免除／軽減資格の法的要件が満たされているかどうか毎年確認することが必要になりますが、これは連邦財務省の法的見解に従うと、交付済みの免除／軽減証明書の有効性にも大きく影響すると思われます。

## ドイツ連結納税制度(オーガンシャフト) – EU委員会による提訴

EU委員会は本店所在地及び経営管理地の双方が国内にあることをオーガンシャフト成立の法的要件とするドイツ法人税規定がEU法に抵触するとしてドイツを提訴しています。ドイツはEU委員会によるEU条約違反決定に対して昨年春に行政通達のかたちで対応していました。この通達により、EU/EEA加盟国内で設立され、ドイツに経営管理地を有する法人は、他のオーガンシャフト成立要件が満たされている場合には、そのドイツ課税所得(利益と損失の双方)を連結親会社に帰属させることが可能となっています。しかしながら法人税法第14条第1文、同第17条が引き続き本店所在地と経営管理地の双方が国内にあることをオーガンシャフトの要件としていることから、EU委員会は行政通達による対応では十分でないとなしドイツを欧州司法裁判所に提訴することを決定しました。

## III. 移転価格税制

### 日本の移転価格税制の改正

2011年10月1日に日本の移転価格税制が大幅に改正されていますが、その多くは日本の税法を新 OECD ガイドラインに依拠する内容の改正となっています。税改正を受け移転価格事務運営要領の改正が見込まれます。改正の主な項目は以下列挙される通りです。

- ▶ 移転価格算定方法の適用に際してのベストメソッドルールの導入
- ▶ 独立企業間価格の妥当性の判断に際しての価格幅(レンジ)の導入
- ▶ 比較利益分割法及び残余利益分割法の法制化
- ▶ 課税標準の推定及びシークレットコンパラブルの運用の明確化

詳細につきましては <http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/2011-12.html> をご参照ください。

## IV. VAT

### EU 域内供給取引の際の「到着確認書 Gelangensbestätigung」 (German Newsletter Issue 1 – 2012 年 1 月号の続報)

EU 域内供給取引における証憑及び帳簿記帳要件に関して、連邦財務省は、2011 年 12 月に公表した当初の通達案に対する各界からの批判を受けて抜本的な見直しを行い、2012 年 3 月に修正通達案を公表しています。

財貨がドイツから他の EU 域内加盟国へ輸送される EU 域内供給取引に際しては、供給者の帳簿上での記録ならびに証憑を通じた証明が免税の要件とされます。2012 年 1 月 1 日以降 VAT 施行令が厳格化され、EU 域内供給取引の証明としてはいわゆる到着確認書(“Gelangensbestätigung”)のみが容認されることとなっています。この到着確認書には、とりわけ、財貨の購入者が輸送の場所及び日付を記載確認の上(電子的方法による送信でない限りは)署名することが求められます。VAT 施行令は送り状や貨物運送状といった他の証明書を容認していません。ただし、経過規定により 2012 年 3 月 31 日までに行われた供給取引については、2011 年 12 月 31 日まで有効だった法規定に基づく証明書も税務当局により容認されるとされていました。尚、この経過規定は 2012 年 6 月 30 日まで延長されています。

修正通達案は、特に、いわゆる到着確認書(“Gelangensbestätigung”)を唯一の証明書とする VAT 施行令の厳格な“義務”規定の緩和化を予定しています。

修正通達案の主要な項目を取り上げたドイツ語または英語のニュースレター「VAT Alert」をご希望される場合は本ニュースレター最終ページのコンタクト先までご連絡ください。

### 連邦財政裁判所判決: ホールディング会社による前段階 VAT 控除

連邦財政裁判所は 2012 年 2 月 9 日付の判決で、その主たる事業目的が出資持分(株式)の保有にあり、従属的な事業目的として有償で役務を提供するホールディング会社は、間接費にかかる前段階 VAT について最高で 50%まで控除することが認められるとしています。当該係争事案ではホールディング会社は多数の出資持分を保有しており、それに加えて有償の役務提供を行っていました。税務署はホールディング会社に対して間接費にかかる前段階 VAT の 75%の控除を容認していました。ホールディング会社側はこれを不服とし全額控除を求める提訴を行っていました。

連邦財政裁判所は今回、数年来意見が分かれていたホールディング会社の前段階 VAT 控除権に関する判決を下しました。間接費にかかる前段階 VAT がどの程度控除可能であるかという問題が争点となっていました。連邦財政裁判所は、ホールディング会社は、購入役務が自身が提供する有償役務、すなわち事業活動分野に帰属せられる限りにおいて前段階 VAT 控除の権利を有することを明確にしています。前段階 VAT 控除の可能な割合は VAT 法第 15 条第 4 項の規定に基づき決定されねばなりません。

## V. 個人所得税 / 賃金税

### 連邦財政裁判所: 183 日ルール

被雇用者が居住国以外の国で勤務を行うに際しては、租税条約が締結されている場合、勤務国が課税権を有するかどうかは、被雇用者が当該課税年度中 183 日を越えて勤務国に滞在していたかどうかで判断されます(183 日ルール)。この 183 日の算定方法について連邦財政裁判所は 2011 年 10 月 12 日付のフランスとの租税条約に関する判決において、被雇用者が勤務国に実際に(“物理的に”)滞在した日のみが考慮されると明言しています。係争事案に適用される独仏租税条約の文言は、OECD モデル条約と同様、明確に勤務国での滞在を想定しています。

連邦財政裁判所はこの判決で、ドイツに実際に滞在しない祝日、休暇日及び週末によって滞在は中断せず、具体的な勤務のプロジェクト毎の所要期間をベースに計算されねばならないとする税務当局の法的見解と反対の立場をとっています。ドイツとフランスとの間の相互協議による合意が異なる結果に決着する場合、判例はこれに拘束されません。

### 外国で支払われた社会保険料の特別支出控除

ドイツ無制限納税義務者が支払う社会保険料は原則的に個人所得税確定申告において特別支出として控除することが可能です。ドイツ社会保険機関に対する保険料の他、外国の社会保険機関に対する同等の支払いが所得控除対象となります。2011年7月5日付連邦財務省通達に関連して、被雇用者が負担した総合社会保険料(包括保険料)の配分の基準となる配賦基準が2012年度分について調整され2012年1月26日付の連邦財務省通達を通じて公表されました。さらに、所得税法第10条第3項にいう老齢年金費用の控除限度額の算定に必要な雇用者負担保険料が2011年課税年度から補足されています。

**留意点:** 特にEU域外の外国の社会保険機関に支払われた包括保険料の配分は、原則的に個々の案件に応じて特段の審査の対象となります。とりわけ、ドイツへの駐在員派遣のケースにおいては、いずれの被雇用者のために外国社会保険機関への保険料の納付が行われたかについての詳細な情報が必要となります。

### 子女の託児費用の2012年からの取り扱い

昨年成立した税制簡素化法により子女の託児費用の控除に関する規定が2012年課税年度から改正されています。今後は託児費用の控除に際して保護者が就業しているか未就業であるかで取り扱いに差異はありません。託児費用は一律に費用の3分の2まで、4,000ユーロを限度として特別支出として控除可能です。連邦財務省は、2012年3月14日付通達で、証明義務といった所得控除の要件について詳細に見解を示しています。

## VI. 税務会計

### 連邦財政裁判所判決: 適格劣後債務の税務上の負債計上



納税者の債務が将来利益が生じた際にのみ返済されねばならない場合、これらの債務は所得税法第 5 条第 2a 項により、利益が実現した時に初めて負債として計上することが認められます。連邦財政裁判所は、2011 年 11 月 30 日付判決で、この規定が適格劣後債務のケースにおいてどの程度適用されるかという点に関する見解を表明しています。

判決事案は適格劣後債務に関する係争でした。さらに、借入及び劣後化契約においては、債権者がその債権を将来の利益からのみ求償することができる旨が取り決められていました。連邦財政裁判所は、利益が発生しない間は、債務者に対してその決算日における資産が求償されていないことから、係争事案においては経済的な負担が生じていないと判断しました。連邦財政裁判所は、この状況を、収益が好転した場合には債務を返済することを条件として債務が免除された債務者と経済的に比較しています。この条件付き債務免除を受けて債務は償却処理され債務免除益が認識されます。連邦財政裁判所は、しかしながら、係争事案においては利益以外のその他の資産からも求償される旨の取り決めのある劣後化契約とは相違があるとの見解を明確に示唆しています。会社清算の場合にのみ求償される債務が税務決算書上での時点で計上されねばならないかという点について連邦財政裁判所は、その判決のなかで見解を示しませんでした。

税務当局は 2006 年 9 月 8 日付連邦財務省通達のなかで、適格劣後債務は所得税法第 5 条第 2a 項の適用対象とされないとしていました。これによると、適格劣後債務は債務の返済時期を繰り延べるに過ぎず、したがってそれ自体債務と将来の利益との間に相関関係を生じさせないとされます。連邦財政裁判所は、今回の判決で、適格劣後債務が必ずしも所得税法第 5 条第 2a 条の適用から除外されるとは限らないとの見解を明らかにしています。納税者は、その借入及び劣後化契約が債務が将来の収入または利益からのみ求償される旨の取り決めを含んでいるかどうか確認すべきと思われる。

## VII. 税務申告

### 収益税(法人税、所得税等)確定申告書の電子送信開始時期の遅延

2011 年申告／課税年度以降法人税及び営業税申告書(繰越損失額等課税標準決定のための申告書及び課税標準配賦申告書を含む)、ならびに租税通則法第 180 条第 1 項第 2 号にいう課税標準決定のための申告書(パートナーシップの課税標準決定のための申告書や個人事業者の場合で事業所管轄税務署と個人所得税管轄税務署が異なる場合の課税標準決定のための申告書)についても電子的方法による提出が義務付けられています。しかしながら、税務当局内の技術的な対応の遅れのため、現段階では電子的な方法による提出が全面的にはできない状況にあります。

2012年4月以降以下の申告書については電子的方法による提出が可能となっています。

- ▶ 営業税法第14a条第1文にいう課税標準(Steuermessbetrag/trade tax base)決定及び課税標準配賦のための申告書(いわゆる営業税申告書)、及び、
- ▶ 出資パートナー10人以下の場合の租税通則法第180条第1項第2号にいう課税標準決定のための申告書

法人税申告書及び(繰越損失額等)法人税上の課税標準決定のための申告書の電子的方法による提出が可能となるのは2012年6月頃と見込まれます。出資パートナー10人超の場合の租税通則法第180条第1項第2号にいう課税標準決定のための申告書の電子的方法による提出が可能になるのは早くとも2013年1月と見られます。したがって、これらの申告書は当面の間ペーパーベースでの提出ということになります。

## VIII. 社会保険

### 連邦社会裁判所判決: 外国勤務における保険適用

外国への派遣を目的として雇用される、つまり雇用前に国内で当該雇用者のための勤務を行っていない被雇用者は、ドイツの住所への帰国が想定されている場合であっても、派遣終了後当該雇用者によるドイツでの継続雇用が保証されている場合にのみ、外国での勤務期間中についてドイツの法定事故保険の対象となります。これは1999年8月10日に連邦社会裁判所第2法廷が以前の判例を支持するかたちで下した判決内容です。国内での継続雇用の必要性がボランティア勤務についても適用されることをヘッセン州社会裁判所がその2011年9月20日付判決で支持しています。カッセル在住の原告は、自治体がドイツ赤十字社との共同で手配した救助物資の輸送に無償で従事する一環としてロシアで救援活動中の2002年9月に足首を骨折しました。下級社会裁判所ならびに州社会裁判所のいずれも(被告である)労災組合の見解を支持しました。2003年7月9日付の決定通知において労災組合はこの事故の労災認定及び法定労災保険の補償金の給付を却下しました。被告の見解によると事故発生時には国内での雇用関係がなく、したがって社会法典第4部第4条にいう「ドイツ国内法の照射(Ausstrahlung)」による保険保護の外国勤務への拡大適用のための条件が満たされていませんでした。連邦社会裁判所への上告は認められませんでした。

**留意点:** ドイツでは原則的に被雇用者はすべて労災組合を通じて労災事故及び職業疾病に対する保険がかけられています。被雇用者が雇用関係を継続した状態で雇用者によって一時的に外国に派遣される場合、「ドイツ国内法の照射」規定に基づき特定の要件が満たされることを条件として労災保険の適用が継続されます。係争事案のように、「ドイツ国内法の照射」規定の適用によるドイツ労災保険への加入継続の要件が満たされない場合、労災組合の多くが提供している国外労災保険で外国勤務中の事故をカバーすることが可能です。対象となる被雇用者については「照射」要件が満たされない場合、外国での勤務に際しての保険事故の際の給付権を保証するために任意の国外労災保険に加入するのが賢明と思われる。

## IX. イミグレーション

### EU Blue Card の導入

2009年5月25日に、専門職への就業を目的とする第三国国籍者の入国及び滞在条件に関する欧州理事会指令 2009/50/EC号が採択されました。これを受け、ドイツ政府はいわゆるBlue Cardに関するEU専門職指令の国内法への導入のための法案を提出しました。

法案には以下の内容が盛り込まれています：

- ▶ „Blue Card EU“という名称の滞在許可の新規導入
- ▶ Blue Card EUの取得の要件として大学卒業資格の他、最低年間グロス給与額44,000ユーロを保証する雇用契約の必要性
- ▶ (ドイツ国籍者やEU加盟国国籍者等の)優先者審査手続き及び同等の労働条件に関する審査手続きの省略(手続きの簡便化及び迅速化)
- ▶ 人材が不足している業種の専門職の最低給与限度額33,000ユーロ。特に、IT分野の技術者、修士／博士課程修了者及び同等の専門職ならびに医師がこれに該当。尚、これらの専門職についても優先者審査手続きは省略されますが、労働条件の同等性に関する審査手続きは行われます。

Blue Cardの有効期間は当面2年間に限定されます。その後該当者は長期滞在許可を取得することができます。グロス所得48,000ユーロ以上を保証する雇用契約を提示できる場合には、直ちに長期滞在許可の取得が可能です。これまでこの所得限度額は66,000ユーロとされていました。法案はさらに、外国からの専門職は、入国後3年間の間に社会保障給付を受けた場合、長期滞在資格を喪失するとしています。

連邦参議院は、2012年2月10日に開催された第892回会議において、同法案を就業目的での入国及び滞在に関わる審査を改善し、また外国の高学歴就労者にとっての労働市場としてのドイツの牽引力を引き上げるといった目的を追求するものとして歓迎しています。

## コンタクト先

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ  
Graf-Adolf-Platz 15  
40213 Düsseldorf  
Germany

梅田 健二  
Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
[kenji.umeda@de.ey.com](mailto:kenji.umeda@de.ey.com)

井上 雄喜  
Phone +49 211 9352 28602  
Fax +49 211 9352 18026  
[yuki.inoue@de.ey.com](mailto:yuki.inoue@de.ey.com)

松本 美紀  
Phone +49 211 9352 10535  
Fax +49 211 9352 10692  
[miki.matsumoto@de.ey.com](mailto:miki.matsumoto@de.ey.com)

フランクフルト  
Mergenthalerallee 3-5  
65760 Eschborn  
Germany

高橋 存根  
Phone +49 6196 996 27437  
Fax +49 6196 996 27295  
[zonne.takahashi@de.ey.com](mailto:zonne.takahashi@de.ey.com)

小川 浩徳  
Phone +49 6196 996 16712  
Fax +49 6196 996 27295  
[hironori.ogawa@de.ey.com](mailto:hironori.ogawa@de.ey.com)

ミュンヘン  
Arnulfstrasse 59  
80636 München  
Germany

サンドラー 涼子  
Phone +49 89 14331 11300  
Fax +49 181 3943 11300  
[ryoko.sandler@de.ey.com](mailto:ryoko.sandler@de.ey.com)

ハンブルク  
Rothenbaumchaussee 78  
20148 Hamburg  
Germany

梅田 健二  
Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
[kenji.umeda@de.ey.com](mailto:kenji.umeda@de.ey.com)

シュツットガルト  
Mittlerer Pfad 13  
70499 Stuttgart  
Germany

高橋 存根  
Phone +49 6196 996 27437  
Fax +49 6196 996 27295  
[zonne.takahashi@de.ey.com](mailto:zonne.takahashi@de.ey.com)

## Ernst & Young

Assurance|Tax|Transactions|Advisory

Ernst & Young in the world  
Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit  
[www.ey.com](http://www.ey.com).

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2012  
Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0212

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.